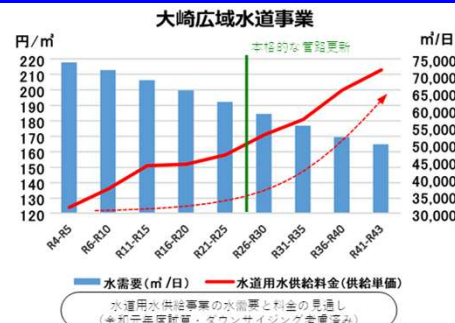


# 宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

## 1. 導入の背景・概要

### ◆宮城県の水道事業は大きな課題に直面

- ① 人口減少等による料金収入の減少
- ② 管路など施設の老朽化に伴う更新需要の増大  
従来の手法では、料金上昇は避けられず、  
経営環境が一層厳しくなることが想定



民間の力を最大限活用した、**官民連携事業**である

### 「みやぎ型管理運営方式」を導入

- これまでと同様に、**県が施設を所有、最終責任を担っていく！**
- 持続可能な水道経営を確立するための最も効果的な手法です。

## 2. みやぎ型のポイント

これまで	契約期間	4年～5年（指定管理者等（原則5年以内））	スケールメリットが発揮しづらい
	契約単位	9事業を事務所ごとに別々に民間会社と契約	
	発注方式「仕様発注」	県は、「安全性を担保するための水質基準」を規定し、「具体的な運転管理方法等」を細かく指定 ⇒この指定に従い、民間会社は運転管理等を行う 民間の力を生かすにくい	

### ★PFI法改正（H23）

「長期間」+「性能発注」（コンセッション方式）が可能

### ★水道法改正（H30）

県が最終責任をもち続ける「官民連携事業」が可能

みやぎ型	契約期間	<b>20年（長期間）</b>	スケールメリットの発現効果が拡大 従業員の雇用が安定
	契約単位	<b>9事業一体で民間会社と契約</b>	
	発注方式「性能発注」	県は、「安全性を担保するための水質基準」を指定 ⇒ <b>達成方法は、民間会社の知恵と工夫に任せる</b> 民間の力を最大限発揮 コスト縮減が可能	

### 具体的な役割分担

業務内容	役割分担	
	従前	みやぎ型
事業全体の総合的管理・モニタリング	県	県
浄水場等の運転管理	民間	民間
薬品・資材の調達／設備の修繕・更新工事	県	民間
水道法に基づく水質検査	県	県
管路の維持管理／管路・建物の更新工事	県	県

★施設の所有権は「**県**」が持ち続けます

★施設を民間会社に売り渡す

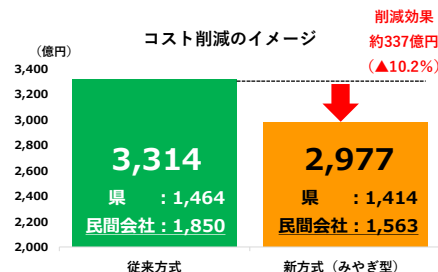
**「民営化」とは、全く異なります！**

### 3. 導入による効果

民間の創意工夫と技術力で

20年間のコスト削減額 **約337億円** を実現

- ・効率化による人件費の削減
- ・施設の省力化による動力費の削減
- ・施設の健全度を維持しながら、長寿命化による更新投資の抑制



**水道料金の引き下げ、地域貢献などの効果が発現！**

★供給単価 **1.6円/m<sup>3</sup>**、**7.0円/m<sup>3</sup>**引き下げ

(大崎広域水道事業) (仙南・仙塩広域水道事業)

★DX推進による**業務の効率化**

9事業を一体的に監視・制御可能な統合型広域監視制御型システム等の導入など

★**地元雇用率** 約**240人**のうち、**93%**

※地元の高校生が、現場見学後2年連続で入社 (株式会社みずむすびサービスみやぎ)



### 4. 運営を行う民間会社の概要

株式会社みずむすびマネジメントみやぎ (運営を行う民間会社) **【県と契約】**

➤ **事業全体の経営、設備の改築、維持管理方針・計画策定**

- 構成企業： 県内企業を含め10社、代表企業：メタウォーター (株) (国内企業)

維持管理を委託 (業務の一部)

株式会社みずむすびサービスみやぎ (維持管理を行う民間会社)

➤ **施設の維持管理を実施**

- 構成企業： マネジメント社と同じ10社、代表企業：ヴェオリア・ジエネツ (株) (外資系企業)

### 5. 事業の監視体制

✓ **水質**は、民間会社が**従来よりも頻度・項目を増やして実施し、安全性を確保**

※検査結果は、毎月、県・民間会社のホームページに掲載

✓ **水道料金**は、これまでと変わらず、市町村との協議を経て**県議会の議決により決定**

✓ **三段階のモニタリング**により、水質や民間会社の経営、事業の継続性など**厳しく監視**

(①民間会社、②県、③経営審査委員会 (有識者) によるモニタリング)

### 6. Q&A

**Q：民営化ではないのか。**

A：「みやぎ型管理運営方式」は、民営化とは決定的に異なる「官民連携事業」です。

県が施設の所有権を有したまま、維持管理を民間会社に委ねるもので、施設を民間会社に売り渡す「民営化」とは、全く異なります！

**Q：水質は大丈夫か。**

A：国の法定基準よりも厳しい県独自の基準を定めて管理しています。

水道法に基づく水質検査は、いままでどおり県が責任を持って行っています。

**Q：水道料金は誰が決めるのか。**

A：水道料金は、県と市町村の協議を経て、県議会の議決により決定されます。

民間会社に料金改定の権限はありません。

事業に関する  
詳細な情報は  
こちら

